

◆定住住宅取得補助事業【平成31年3月31日までの期間限定】

下記の要件に該当する方に定住住宅取得補助金として最高100万円を補助します。

【補助対象者】

- ① 転入者の場合
 - ・世帯責任者の年齢は65歳未満とします。
 - ・転入後1年以内に住宅を新築または購入した方。（1年以上経過している場合は町内住居者扱いとなります。）
- ② 町内居住者の場合
 - ・義務教育終了前の子を扶養している方。
 - ・夫婦いずれも40歳未満の世帯であること。



【補助の要件】

- ・町内に住宅を新築または購入（中古住宅を含む）すること。
- ・新築または購入した住宅に引き続き5年以上定住すること。
- ・居住地の自治公民館に加入すること。
- ・町税などに滞納がないこと。
- ・建て替えとみなされる場合は対象外となります。

【補助金額】

住宅の取得経費の総額の5分の1を補助します。
ただし、補助限度額は下記のとおりです。

① 転入者の場合（最高100万円）

・補助基本額	1世帯につき	20万円
・転入者加算金	1世帯につき	50万円
・子育て世帯加算金	義務教育終了前の子が1人の世帯	10万円
	義務教育終了前の子が2人以上の世帯	20万円
・地域活性化加算金		10万円

※下記の地区（持留・釜ヶ宇都・水之谷）に住宅を取得した場合は、地域活性化加算金が補助されます。

持留地区…横内、黒石、上・中・下・西持留、大佐土原、下原、永吉集落

釜ヶ宇都地区…桜野、釜ヶ宇都、篠段、池段集落

水之谷地区…若松、上・中・下・東水之谷、籠谷、東川、上別府、馬場下集落

② 町内居住者の場合（最高50万円）

・補助基本額	1世帯につき	20万円
・子育て世帯加算金（上記のとおり）		
・地域活性化加算金（上記のとおり）		

【補助金交付申請】

補助金の交付を受けようとする方は、補助金交付申請書に関係書類を添えて、**住宅を新築または購入の日（登記完了後）から1年以内に役場企画調整課に提出すること**になっています。

※補助金の申請手続き等の詳しい内容につきましては、問い合わせ先までご連絡ください。